

## 指 名 停 止 措 置 の 概 要

### 1 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株) 大林組	取締役社長 佐藤 俊美	東京都港区港南 2-15-2	令和 8 年 6 月 9 日から 令和 8 年 7 月 8 日まで (1 か月)

### 2 指名停止措置の範囲

益田市が発注する建設工事等について、指名停止とする。

### 3 事実概要

株式会社大林組は「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」を施工する特別共同企業体の代表構成員として携わっていたが、令和 6 年 10 月 4 日に発生した労働災害に際し、大林組の社員が労働基準監督署に事実と異なる説明を行ったことについて、大林組及び大林組の社員 2 名が令和 8 年 3 月 24 日付で鵜沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

### 4 指名停止措置理由等

株式会社大林組が鵜沢裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたことは、「益田市建設工事等入札参加資格者指名停止要綱」別表第 2 第 12 号に該当する。

よって、指名停止措置の期間は 1 か月とする。

#### 〈指名停止要綱 別表第 2〉

指 名 停 止 要 件	指名停止期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、建設工事等又は物品の売買等に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内